

## 第3章 ライフ・ステージ（子どもの成長プロセス）別具体的事業

	赤ちゃん期	就学前期	学齢期	青少年期
第1節 地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域子育て支援拠点事業</li> <li>○一時預かり事業</li> <li>○預かり保育事業</li> <li>○幼稚園の預かり保育事業</li> <li>○ファミリー・サポート・センターの促進</li> <li>○乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児対応型〈旧施設型〉） （体調不良児対応型）</li> <li>○トワイライトステイ事業（子育て短期支援事業）</li> <li>○通常保育の充実</li> <li>○延長保育</li> <li>○休日保育</li> <li>○保育サービスに関する積極的な情報提供</li> <li>○保育サービス評価等の仕組みの導入、実施等の推進</li> <li>○児童センターを情報発信基地としての子育て支援サービス等のネットワーク形成</li> <li>○子育てサークル活動内容の報告会の開催</li> <li>○子育てマップや子育て応援ブックの作成・配布等による情報提供</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後や週末等の居場所づくりの推進 児童館・児童センターの活用 初心者親子キャンプ教室 子ども活動デーの開催 子ども会、育成会活動の充実 こどもエコクラブ事業の推進</li> </ul>	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>○補導員体制の充実</li> <li>○相談業務支援体制の整備</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童クラブ</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ショートステイ事業（子育て短期支援事業）</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マタニティクラスや妊婦相談の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世代間交流の促進</li> <li>○異年齢交流の促進</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康教育の充実</li> </ul>			

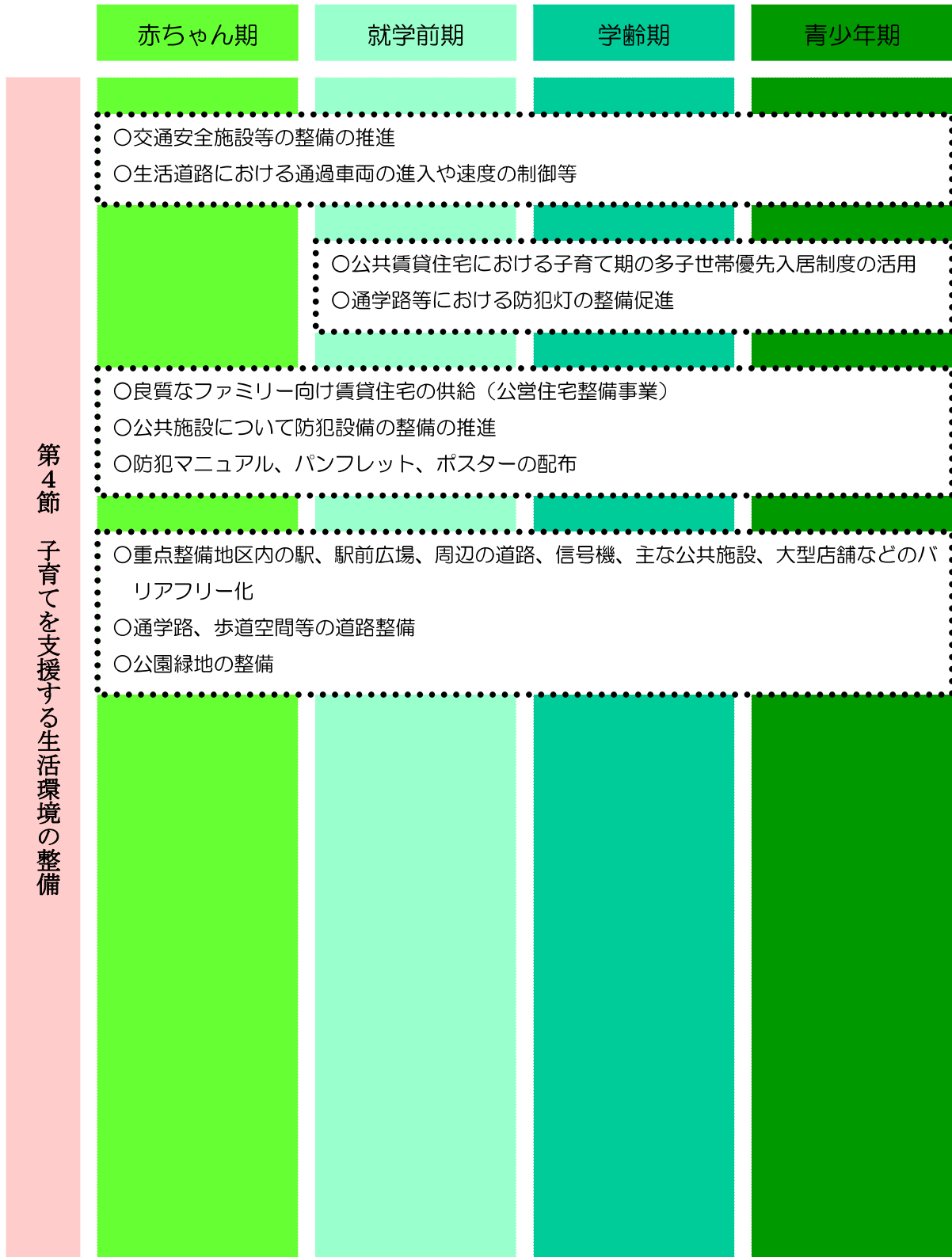
※言葉の定義:「赤ちゃん期」は胎内期～1歳頃まで、「就学前期」は2歳～5歳頃まで、「学齢期」は6歳～12歳頃まで、「青少年期」は13歳～18歳頃まで

	赤ちゃん期	就学前期	学齢期	青少年期
第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子健康手帳の交付</li> <li>○各種健康診査の実施</li> <li>○親の育児不安の解消のため、乳幼児健診等を活用し、親への相談指導等の実施</li> <li>○児童虐待の発生予防の観点を含めた妊娠期から継続した支援体制の整備</li> <li>○子ども虐待防止ネットワークの活用</li> <li>○乳幼児健診等の場を活用した子どもの事故の予防のための啓発等の取組の推進</li> <li>○チャイルドクッキング、親と子の料理教室</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○AIDS 広報誌の配布</li> <li>○薬物に関する教育</li> <li>○薬物乱用防止講演会の開催</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども医療費の無料化</li> <li>○小児救急医療について、県及び関係機関と連携した積極的な取組</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マタニティクラス</li> <li>○新生児、妊産婦訪問指導</li> <li>○すくすく相談</li> <li>○おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業</li> <li>○不妊治療費助成</li> <li>○妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各保育園の実情に合わせた「年間食育計画」の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健分野・教育分野が連携し、発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供</li> </ul>	

※言葉の定義:「赤ちゃん期」は胎内期～1歳頃まで、「就学前期」は2歳～5歳頃まで、「学齢期」は6歳～12歳頃まで、「青少年期」は13歳～18歳頃まで

	赤ちゃん期	就学前期	学齢期	青少年期
第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	○乳幼児子育て講座	○幼児期子育て講座	○就学児子育て講座	
			○確かな学力の向上 少人数指導、チーム・ティーチング	
			○豊かな心の育成 やるベンチャーウィークの推進、道徳教育の充実、学校、家庭、地域、関係機関とのネットワークづくり	
			○健やかな体の育成 健康教育の充実	
		○信頼される学校づくり 学校評議員の活用、地域に根ざした学校づくりの推進、教職員の資質向上		
		○ピラ、チラシの撤去、白ポストの設置		
		○性、暴力等の有害情報について、関係機関、団体、PTA、ボランティア等の地域住民との連携・協力による関係業界への自主的措置の働きかけ		
				○部活動の活性化 外部人材による活性化
		○家庭教育学級、子育て支援講座、子育てサークル・団体等の集い 子育て支援スキルアップ講座		
		○幼児教育の充実		○保育体験活動の推進
				○中学生・高校生の子育て体験講座
			○地域の教育力の向上	

※言葉の定義:「赤ちゃん期」は胎内期～1歳頃まで、「就学前期」は2歳～5歳頃まで、「学齢期」は6歳～12歳頃まで、「青少年期」は13歳～18歳頃まで



※言葉の定義:「赤ちゃん期」は胎内期～1歳頃まで、「就学前期」は2歳～5歳頃まで、「学齢期」は6歳～12歳頃まで、「青少年期」は13歳～18歳頃まで

第3章 ライフステージ（子どもの成長プロセス）別具体的事業

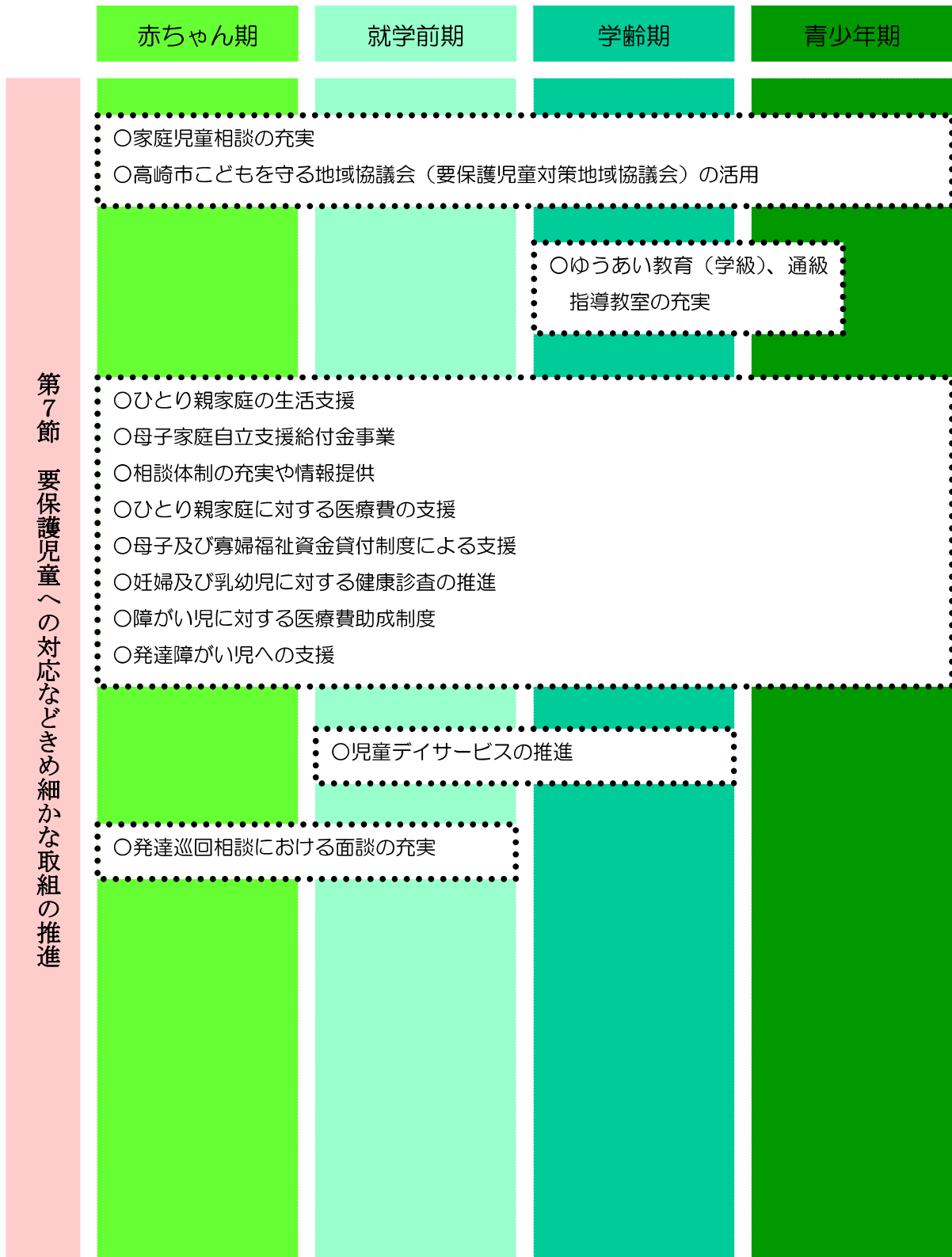
	赤ちゃん期	就学前期	学齢期	青少年期
第5節 職業生活と家庭生活との両立の推進	○労働者、事業主、市民等の意識改革推進のための広報・啓発・研修・情報提供（仕事と妊娠、育児の両立を望む人への支援）		○放課後児童クラブ	
	○保育サービス			
	○育児休業や介護休暇の取得できる職場環境づくり			
	○ファミリー・サポート・センターの促進			
	○男女が共に育児等に参画する意識啓発推進のための広報・啓発・情報提供			

※言葉の定義：「赤ちゃん期」は胎内期～1歳頃まで、「就学前期」は2歳～5歳頃まで、「学齢期」は6歳～12歳頃まで、「青少年期」は13歳～18歳頃まで

	赤ちゃん期	就学前期	学齢期	青少年期
第6節 子ども等の安全の確保	○チャイルドシートの貸出し事業		○地域安全自主パトロール支援 ○青少年悩み事相談業務の実施	
	○市民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報提供の推進			
	○非行・不登校・いじめ・家庭内や学校生活での悩み事に対するカウンセリング			
	○幼児のための交通安全教室の開催		○児童のための交通安全教室の開催	
	○交通安全教育にあたる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成 ○警察、学校等の関係機関とのネットワークの構築			
			○子どもを守る家・店の普及啓発事業	
			○「安全・安心マップ」の作成・配布	

※言葉の定義:「赤ちゃん期」は胎内期～1歳頃まで、「就学前期」は2歳～5歳頃まで、「学齢期」は6歳～12歳頃まで、「青少年期」は13歳～18歳頃まで

第3章 ライフステージ（子どもの成長プロセス）別具体的事業



※言葉の定義:「赤ちゃん期」は胎内期～1歳頃まで、「就学前期」は2歳～5歳頃まで、「学齢期」は6歳～12歳頃まで、「青少年期」は13歳～18歳頃まで